

住之江区役所発注の業務委託契約案件における随意契約の結果について(少額随意契約を除く)

令和3年第1四半期契約

No.	案件名称	委託種目	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約 理由	WTO
1	令和3年度 住之江区における 新たな地域コミュニティ支援事業業務委託	その他代行	社会福祉法人 大阪市住之江 区社会福祉協議会	18,682,000	令和3年4月1日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G5	—
2	令和3年度見守りあったかネット事業 業務委託	その他代行	社会福祉法人 大阪市住之江 区社会福祉協議会	12,166,921	令和3年4月1日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G4	—
3	令和3年度 豊かなコミュニティとマルチ パートナーシップ等形成促進事業業務委託	その他代行	住之江区地域コミュニティ連合 体 代表者 一般財団法人大 阪市コミュニティ協会	9,689,000	令和3年4月1日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G5	—
4	令和3年度住之江区2歳児子育て ケアプラン作成事業運營業務委託	その他代行	株式会社ポピンズ	8,682,404	令和3年4月1日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G5	—
5	令和3年度放課後学習チャレンジ教室事業 業務委託	その他代行	特定非営利活動法人 み・らいず2	5,070,044	令和3年4月1日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G5	—
6	令和3年度すみのえ未来塾事業業務委託	その他代行	スタートアップポップコーン 株式会社	4,155,580	令和3年4月1日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G5	—
7	咲洲ウェルネスタウンプロジェクト スポーツ のまち南港・咲洲から発信する体力づくり事 業業務委託	その他代行	大阪ガス株式会社	3,952,300	令和3年4月1日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G4	—
8	令和3年度 住之江区人権啓発推進事業 地区人権学習会運營業務	その他代行	一般財団法人 大阪教育文化振興財団	1,558,766	令和3年4月1日	地方自治法施 行令第167条の 2第1項第2号	G5	—

1

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 住之江区における新たな地域コミュニティ支援事業業務委託

2 契約の相手方

社会福祉法人 大阪市住之江区社会福祉協議会

3 契約予定金額

18,682,000円(税込)

4 随意契約理由

本業務は、「地域活動協議会の自律運営にかかる積極的支援」を業務内容とし、支援対象となる地域活動協議会の運営状況や抱える課題はさまざまであることから、地域活動協議会からのニーズに沿ったきめの細かい支援が求められる。

よって、地域活動協議会からの多種多様なニーズに応えるための高度な知識・技術や創造力、構想力、ノウハウや応用力が要求される業務等であり、各地域活動協議会の事情に精通し、最も適切な支援手法を提案した事業者からの提案内容に基づいて仕様を作成し、業務を委託した方が優れた成果を期待できることから、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、企画内容と費用積算の妥当性を含めた総合的な判断により、「社会福祉法人 大阪市住之江区社会福祉協議会」が契約相手方として適正であるとのことであった。

住之江区においても、この意見を踏まえ、事業計画書等により地域活動協議会の自律運営に期待ができると判断し、「社会福祉法人 大阪市住之江区社会福祉協議会」と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものとする。

5 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

6 担当部署

住之江区役所協働まちづくり課地域支援担当 (電話番号 06 - 6682 - 9734)

2

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 見守りあったかネット事業運營業務委託

2 契約相手方

社会福祉法人 大阪市住之江区社会福祉協議会

3 契約予定金額

12,166,921円(税込)

4 随意契約理由

要援護者の見守り活動については、全市において「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」により平成27年度から取組みが開始されている。同事業については、社会福祉法に基づいて設立され、「地域福祉の推進」に区役所とともに取り組むとともに、地域の課題解決のため、地域住民や地域における様々な団体、社会福祉施設等地域における社会資源の中間支援組織としてネットワークを有し連携・協働を行ってきた経験と実績を有する唯一の団体である社会福祉法人大阪市各区社会福祉協議会を特名として、大阪市福祉局より随意契約によって委託されている。

本事業は、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を補完する形で、地域において見守り活動の研修や地域福祉に関わるコーディネートを行うことで見守り体制の構築や推進・維持を支援するものであり、「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」と一体的に実施する必要がある。社会福祉法人大阪市住之江区社会福祉協議会は、住之江区における「地域における要援護者の見守りネットワーク強化事業」を受託しており、また、この間、区役所とともに継続して各地域と緊密に連携・協働し、地域での見守りネットワークを充実してきた唯一の団体である。

以上のことから、本件の契約は地方自治法施行令第167条の2第1項第2号「その性質又は目的が競争入札に適しないもの」に該当するため、引き続き、社会福祉法人大阪市住之江区社会福祉協議会を特名として、随意契約を行うものである。

5 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

6 担当部署

住之江区役所 協働まちづくり課(地域支援)(06-6682-9832)

※契約審査会承認済

3

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 豊かなコミュニティとマルチパートナーシップ等形成促進事業業務委託

2 契約の相手方

住之江区地域コミュニティ連合体

代表者 一般財団法人 大阪市コミュニティ協会

3 契約予定金額

9,689,000円(税込)

4 随意契約理由

本業務は、区民の豊かなコミュニティづくりと、地域団体、区民、NPO、企業、行政などによる多様な協働(マルチパートナーシップ)による活力ある地域社会の形成を促進する事業であり、地域社会におけるコミュニティの機能低下や「公共」の分野の拡大に対処していく必要がある業務である。

よって、定められた仕様に基づく価格だけによる競争入札により事業者を決定するより、専門のノウハウやアイデアを持つ事業者から自由な発想による企画提案を受け、最も適切な事業内容を提案した事業者から提案内容に基づいて仕様書を作成し、業務を委託した方が優れた成果を期待できると考えられるため、公募型プロポーザル方式により契約相手方を決定することとした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、企画内容と費用積算の妥当性を含めた総合的な判断により、「住之江区地域コミュニティ連合体」が契約相手方として適正であるとのことであった。

住之江区においても、この意見を踏まえ、事業計画書等により地域特性や幅広いネットワークを活かしたコミュニティづくりや、多様な協働による活力ある地域社会の形成に期待ができると判断し、「住之江区地域コミュニティ連合体」と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものとする。

5 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

6 担当部署

住之江区役所 協働まちづくり課 (電話番号 06-6682-9734)

4

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 住之江区2歳児子育てケアプラン作成事業運営業務委託

2 契約相手方

株式会社ポピンズ

3 契約予定金額

8,682,404円(税込)

4 随意契約理由

本業務は、児童や保護者へのアプローチの機会が減少する一方で、言語や排泄など発育面で個人差が大きくみられる2歳児のいる世帯の状況を把握し、必要な支援につなげることで、不適切な養育を防ぐことを目的にしている。そのため、本事業の目的を達成するためには、個々の保護者の悩みをアンケート文面や家庭訪問の様子から把握し、寄り添いながら、保護者の不安を緩和し、児童に個人差があることを踏まえた適切な支援を提案することが求められる。

よって、受託事業者には、2歳児の発達過程や特性を踏まえた子育てや子育て支援に関する高度な知識はもとより、アンケートや家庭訪問を通じて、保護者の悩みや課題を発見し、課題に応じた適切な支援を総合的に提案する創造力、構想力のほか、保護者と対面し円滑に相談支援できる技術・ノウハウや、関係機関へのつながりを含め、保護者の状況に応じて支援方法を柔軟に工夫できる応用力が要求される。

以上の理由から、本業務にとって最も適切な能力を持つ事業者を選定するためには、定められた仕様にもとづく価格だけによる競争により事業者を決定するよりも、専門のノウハウやアイデアを持つ事業者から自由な発想による企画提案を受け、外部有識者による審査において最も適切な事業内容を提案した事業者を決定するほうが優れた成果を期待できるため、公募型プロポーザル方式を採用することにした。

学識経験者等の意見を聴取する選定委員会において意見を聴取した結果、優れていると評価された株式会社ポピンズが契約相手方として最適であるとのことであったため、その意見を踏まえ、株式会社ポピンズと地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結する。

4

5 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

6 担当部署

住之江区役所 保健福祉課（子育て支援室）（電話番号：06-6682-9878）

5

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度 放課後学習チャレンジ教室事業業務委託

2 契約相手方

特定非営利活動法人み・らいず2

3 契約予定金額

5,070,044円（消費税等含む）

4 随意契約理由

本業務は、住之江区内大阪市立小学校・中学校に在籍する課題のある児童・生徒に対し、学習を楽しむ体験をととした学習習慣の定着ならびに学習意欲向上を図ることを目的とし、学校やスクールソーシャルワーカーならびに福祉関係者等と連携し、対象となる児童・生徒に対し、児童・生徒個人の理解度や特性に合わせた学習支援を行うこととする。

以上の理由から、民間事業者から具体的な提案を受けることにより、より効果的な学習支援が期待できるものと考え、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定することとした。

選定委員会において外部有識者の意見を聴取した結果、企画内容をはじめとした総合的な判断により「特定非営利活動法人み・らいず2」が契約相手として最適であるとのことであった。

当区においても、この意見を踏まえ、より効果的な事業を期待できると判断し、「特定非営利活動法人み・らいず2」と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものである。

5 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

6 担当部署

住之江区役所 協働まちづくり課（電話番号 06-6682-9993）

6

随意契約理由書

1 案件名称

令和3年度すみのえ未来塾事業業務委託

2 契約相手方

スタートアップポップコーン株式会社

3 契約予定金額

4, 155, 580円（消費税等含む）

4 随意契約理由

本業務は、住之江区内の小中学生が「起業家精神」や「起業家的資質・能力」を育むワークショップ等へ参加することで、学校生活やふだんの生活においても、自分の夢や目標を描き、自分の考えを持つとともに相手の意見を聞きながら、未来に向かって夢や目標のために挑戦する力を育むことを目的とし、「チャレンジ精神、創造性、探究心等の『起業家精神』や、情報収集・分析力、判断力、実行力、リーダーシップ、コミュニケーション力等の『起業家的資質・能力』の育成を目指す」起業家教育を題材としたワークショップ等をとおして、子どもたちがこれからの社会を「生き抜く力」を身につける機会を創出するものである。

以上の理由から、民間事業者から具体的な提案を受けることにより、より効果的な事業が期待できるものと考え、公募型プロポーザル方式により委託事業者を選定することとした。

選定委員会において外部有識者の意見を聴取した結果、企画内容をはじめとした総合的な判断により「スタートアップポップコーン株式会社」が契約相手として最適であるとのことであった。

当区においても、この意見を踏まえ、より効果的な事業を期待できると判断し、「スタートアップポップコーン株式会社」と地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものである。

5 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

6 担当部署

住之江区役所 協働まちづくり課（電話番号 06-6682-9993）

随意契約理由書

- 1 案件名称
 咲洲ウェルネスタウンプロジェクト スポーツのまち南港・咲洲から発信する
 体力づくり事業業務委託
- 2 契約の相手方
 大阪ガス株式会社
- 3 契約予定金額
 3, 9 5 2, 3 0 0 円 (税込)

4 特名随意契約理由

当事業は咲洲ウェルネスタウン計画の取り組みの一環として実施するもので、南港地域の学校においてトップアスリートによる授業プログラムを平成 29 年度より実施し、スポーツによるまちの魅力向上につなげることで、地域の活性化に貢献してきた。

令和 3 年度においては、トップアスリートによる授業プログラムを南港地域外にも発展させるとともに、ふだんの学校生活において継続できる「学校生活プログラム」を新たに導入することにより、体力の向上だけでなく運動による生活習慣の改善をはかる。

そのためには、小学生、中学生への指導経験があり、かつ、様々な大会に出場したという貴重な経験を持つトップアスリートによる直接の指導が心身の成長に効果的である。

大阪ガス株式会社は、青少年の健全な成長と次世代を担うトップアスリートの育成等を目的としたスポーツクラブである「NOBY T&F CLUB」を平成 21 年に設立し、トップアスリートの中でも世界レベルの実績を持つオリンピックメダリストなどのトップアスリートがコーチ陣となって指導を行っている。また、小学生から中学生までそれぞれの段階での効果、目標が設定された、体系的かつ一貫性のある指導育成プログラムを用いた指導を行っている。

小学生・中学生の体力向上やアスリート育成を目的としたスポーツクラブ等が多数ある中、オリンピックメダリスト等の直接指導による個々の適性に配慮した体系的なプログラムによる運動指導等を実施することができるのは、大阪ガス株式会社のみである。

以上のことから、当事業については、地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号により大阪ガス株式会社と随意契約を行うものである。

- 5 根拠法令
 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号
- 6 担当部署
 住之江区役所総務課 (電話番号 06 - 6682 - 9992)

随意契約理由書

- 1 案件名称
令和3年度 住之江区人権啓発推進事業 地区人権学習会運営業務
- 2 契約の相手方
一般財団法人 大阪教育文化振興財団
- 3 契約予定金額
金1,558,766円(税込)
- 4 随意契約理由
本業務は、区内の各校下における学校施設や会館という区民に身近な会場において、普段人権問題について考える機会がない方々も含めて気軽に足を運んでいただける魅力ある講演会等を開催し、より多くの方に参加していただくことにより、人権啓発効果を高めることを第一の目的としている。
上記の目的を達成するため、事業者には、専門のノウハウ・アイデアを持ち、魅力的かつ啓発効果の高い企画を提案することや、各地域のニーズや地域事業にフレキシブルに対応しながら学習会を運営していく能力が求められる。定められた仕様にもとづく価格のみによる競争入札で実施した場合、啓発効果や企画力といった観点で審査することができず、効果的に事業目的を達成することができる事業者であるかの判断をすることができない。
以上の理由から、本業務にとって最も適切な能力を持つ事業者を選定するためには、企画内容と価格を含めた総合的な判断をし、最も優れた提案を行った事業者を受託者に選定し契約する「公募型プロポーザル方式」により契約相手方を決定することとした。
学識経験者等の意見を聴取する選定委員会で協議した結果、企画内容・業務遂行能力・費用積算の妥当性などを含めた総合的な判断により、一般財団法人 大阪教育文化振興財団が契約相手方として最もふさわしいとのことであった。
住之江区としても、この意見を踏まえ、効果的かつ多くの参加者が期待できる企画内容の学習会を実施することができ、経費の積算についても妥当な提案であると判断し、一般財団法人 大阪教育文化振興財団と、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号により随意契約を締結するものとする。
- 5 根拠法令
地方自治法施行令第167条の2第1項第2号
- 6 担当部署
住之江区役所 協働まちづくり課 (電話番号 06-6682-9734)